

第7回まちづくり町民会議次第

日時：平成20年9月25日（木） 午後7時～
場所：高田庁舎 北第3会議室

1 開 会

2 座長あいさつ

3 協議事項

(1) 先進事例研究

石狩市行政活動への市民参加の推進に関する条例
(石狩市市民の声を活かす条例)

(2) 次回まちづくり町民会議

平成20年10月8日（水） 午後7時～
※毎月第2、第4水曜日を基本とする

4 その他

視察研修の実施

5 閉 会

第7回まちづくり町民会議

～(仮称)情報共有と住民参加のまちづくり推進条例の制定に向けた取組み～

総合政策課

先進事例研究

- 石狩市行政活動への市民参加の推進に関する条例
- (副題:石狩市市民の声を活かす条例)

- 平成14年4月1日施行

条例制定までの経過

- きっかけ
 - トップダウン(市長の選挙公約)
- 市民参加制度研究班～条例試案
 - 職員(係長以下クラス7名)
- 市民参加制度検討委員会～提言書
 - 学識者3名、団体推薦3名、市民公募4名、市職員3名 計13名
- 市民参加制度研究班で素案作成

研究班による市民参加の考え方

①

- 「行政参加」
 - 市の機関が行う行政活動のプロセスに市民が参加すること
- 「地域づくり参加」
 - より良い地域づくり(住民福祉の向上を目指す活動)に市民が参加すること

研究班による市民参加の考え方

(2)

- 市民がより強く関心を持っているのは、現時点では行政参加であろうこと
- 条例により定めることによる効果がより大きいのは、市の関与が比較的強い行政参加であること
- 最終的に目指すべき市民参加は、広がりの大きい地域づくり参加であろうこと

研究班による市民参加の考え方

(3)

- この条例で取り扱う市民参加とは、
- 行政参加であるということを基本としつつ、
- 最終的な到達点としての
- 地域づくり参加の実現も視野に入れる

研究班による市民参加の考え方

④

- 視野に入れるべき地域づくり参加
- 「パートナーシップ」
 - 市民活動が、市の行政活動と共通の目的（より良い地域づくり）のもとに、相互理解に立ち、行政活動と対等の関係で、自主的・自立的に進められる状態
- 「協働」
 - 市民と市とのパートナーシップが成立している状況の下で、市民活動と行政活動とが、相互に影響を及ぼし合いながらすすめること

検討委員会による市民参加の考え方①

- 市役所が行うまちづくり活動に市民が参加するタイプの市民参加
 - 市民が自主的又は組織的に行うまちづくり活動に市民が参加するタイプの市民参加
- ↓
- 「市民参加により目指す目標や共通する理念を示す条例」が必要

検討委員会による市民参加の考え方②

- 先に「市民参加理念条例」を制定することが最も適当だが
- 行政活動が市全体に及ぼす影響を考慮すると、行政活動への市民参加を制度化する意義も大きい
- 行政活動に対する市民参加条例を先行させることにより、地域に対する市民の関心が高まる効果が期待できる

検討委員会による市民参加の考え方③

- 提言書要約
 - 学校教育や社会教育を通じた、まちづくり活動に対する市民参加の意義や重要性について市民意識の育成の必要
 - 市民のまちづくり活動への積極的参画責務と、市による助言や金銭的援助等の検討
 - 研修などの機会を通じた市職員の市民参加に対する積極的に意識啓発の必要性
 - 住民投票の導入についての前向きな検討

検討委員会による市民参加の考え方④

- 行政が市民の自主的又は組織的なまちづくり活動の存在を認知するとともに、それらの力を借りてまちづくりを行う発想を持つことの必要性
- 行政による市民活動の実態や市民ニーズの把握と、市民が自立し、参画する条件整備のための行政のサポートの必要性
- 企業との連携を踏まえた市民参加方策の検討

目的規程

- 石狩市におけるまちづくりのあるべき姿（市民と市とがパートナーシップによりまちづくり活動を行うこと）を実現することが究極の目的
- その手段として
- 行政活動への市民参加を推進するために必要な事項を定める

市民の範囲

- 「市民」について定義付けしていない
- 「市民」については、市内に居住する個人及び市内に所在する法人を含むことを基本として、市民参加手続の対象となる行政活動により影響を受ける者の範囲などに応じて、その都度伸縮させることが適當

市民参加手続の実施基準

- 市民参加の各施策を法的な手続として整備
- どのような場合に市民参加を行うのか
(実施基準:条例別表)
- どのような方法により市民参加を行うのか
(実施方法の基準:施行規則別表)

提出された意見等の施策への反映①

- 「総合的」かつ「多面的」に検討
- 総合的に検討
 - 市の機関の縦割りの組織を越えて市全体で検討すること
- 多面的に検討
 - 市の方針に合わない意見であっても行政活動に反映できないか様々な角度から検討すること

提出された意見等の施策への反映②

- 検討結果の公表
 - こういう意見があった
 - その意見をこういうプロセスを経て検討した
 - 検討した結果はこうなった
 - その理由はこうである

市民参加の方法

- 審議会に対する市民参加
- パブリックコメント手続
- 公聴会
- その他の市民参加手続

- それぞれ行うに相応しいテーマとタイミングがあり、施行規則の別表でガイドライン的細目が定められている

パブリックコメント手続

- 市の機関が作成した行政活動の原案について、書面等による意見を広く募集する方法で行う市民参加手続
- 案の公表
 - 庁舎窓口閲覧・広報紙・インターネット・掲示板
- 意見募集期間
 - 原則1月間
- 意見提出の方法
 - 郵便・電子メール・ファックス・書面提出

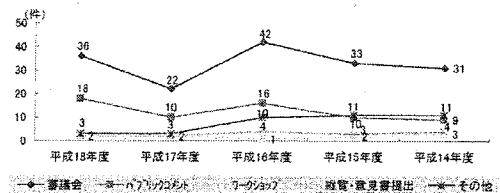
市民参加制度調査審議会

- 石狩市にとってどのような市民参加制度が望ましいかという観点から
- 市民と市職員が率直に話し合い、
- 制度の運用状況や市民の関心のあり方など不斷にチェックし、
- 改めるべき点は改めていく

運用状況①

審手続件数の推移

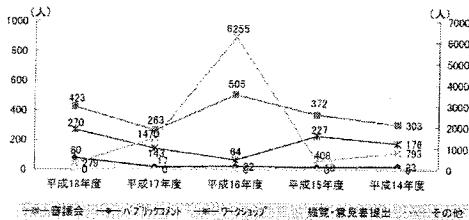
審議会	平成18年度		平成17年度		平成16年度		平成15年度		平成14年度	
	件数	前年比								
審議会	36	14	22	△20	42	9	33	2	31	-
ハブリックミート	15	8	10	△6	13	6	10	1	9	-
ワークショップ	2	0	2	1	1	△1	2	△1	3	-
来院	2	0	2	△2	4	1	3	△1	4	-
意見・要請提出	3	0	3	△7	10	△1	11	0	11	-
その他	3	0	3	△7	10	△1	11	0	11	-
合計	61	22	39	△34	73	14	59	1	58	-



運用状況②

■ 参加人数の推移

	平成19年度		平成17年度		平成16年度		平成15年度		平成14年度	
	人數	前年比	人數	前年比	人數	前年比	人數	前年比	人數	前年比
審議会	423	160	263	△ 242	505	133	372	69	303	—
ハアソックメント	80	63	17	△ 5	22	4	18	△ 5	23	—
ワークショップ	270	127	143	79	64	△ 163	237	51	178	—
調査・意見書提出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	—
その他	279	△ 1191	1470	△ 4785	6255	5847	408	△ 385	793	—
合計	1652	△ 841	1893	△ 4953	6846	5821	1925	△ 270	1293	—



その後

- 自治基本条例 平成20年4月1日施行
- 自治基本条例とは?
 - 自治体運営の基本理念や仕組みを定め、自治体の最高規範として位置づけているものもある

まちづくり町民会議での検討案

- 住民参加を進めるにあたっての理念・目的等
- 住民参加により進めるべきまちづくり(行政活動)とは?
- 住民の意見を町政に反映させるための方策
- より多くの住民が参加するための方法